

【件名】

商店街街路灯電灯料助成及び街路灯撤去の考え方等について

【要旨】

区は、道路交通の安全、犯罪防止、都市美化の観点から、商店街の街路灯等の維持管理に要する経費の一部を助成しているが、商店街に応じて負担割合が異なっているなど課題が明らかになっている。商店街はコミュニティ形成・維持の機能を有し、今後、さらにその役割が求められていくことを踏まえ、商店街の電灯料助成及び街路灯撤去の考え方等をまとめたので報告する。

1 現状・課題

(1) 現在の商店街街路灯に対する支援

街路灯電灯料助成	街路灯撤去		街路灯修繕
	商店街の解散を伴う撤去	商店街の解散を伴わない撤去	
<p>▶一晩中点灯させている終夜灯（残置灯）のみを対象としている。</p> <p>▶定額制により電灯料金の一部を助成している。</p> <p>※終夜灯（残置灯）となっていないアーケード灯は対象外。</p> <p>▼中野区商店街街路灯等の残置灯助成規則</p> <p>▶基本、助成額は1基につき540円。</p> <p>▶令和4年度は電気料金高騰に伴い、特例措置として1基につき810円。</p> <p>▶令和5、6年度は、国の助成金を考慮し1基につき780円とした。</p>	<p>▶商店街解散に伴い、自ら撤去することができない老朽化した街路灯について、商店街の申請を受けて、区が撤去するとともに、新たに区街路灯を設置している。</p> <p>【中野区商店街街路灯撤去事業】</p>	<p>▶商店街は解散しないものの、老朽化した街路灯の撤去（建替え）を希望する場合、経費の一部を補助している。</p> <p>①東京都政策課題対応型商店街事業</p> <p>▶補助率4/5</p> <p>▶老朽街路灯の撤去のみが対象</p> <p>▶補助限度額1億2千万円</p> <p>②商店街チャレンジ戦略支援事業（都・区）</p> <p>▶補助率2/3</p> <p>▶建替えが対象</p> <p>▶補助限度額1千万円（振興組合は5千万円）</p>	<p>▶都の補助対象とならない小破修繕に対して、少額ではあるが、区独自の補助制度を設けている。</p> <p>▼中野区商店街街路灯等の残置灯修繕助成金交付事業</p> <p>▶補助率2/3</p> <p>▶補助限度額10万円</p>

(2) 課題

街路灯電灯料助成	街路灯の維持管理・撤去
<p>▶コミュニティ形成・維持に寄与している商店街の自己負担が大きい一方、そうでないところの負担が少なくなっている。 ※照度を上げ、照明としての機能を上げると、電灯料金の自己負担が増える。 ▶自己資金を十分に有さない（維持管理が困難な）商店街は、電灯料を定額助成の範囲内に収めるため、照度を落とすケースが見受けられる。</p>	<p>▶街路灯の設置後30年以上経過している商店街が7割以上あるなど、老朽化が進んでいる。 ▶店舗の減少等により商店街の組織率が低下し、人的・財政的に街路灯の維持管理が十分に行えない商店街がある。 ▶電灯料の負担がない商店街の中には、維持管理の力を十分に有していなくても、街路灯を継続して設置し続けているところがある（老朽化だけが進む）。</p>

2 見直しの考え方等

(1) 考え方

- コミュニティ形成・維持（まちの環境向上・安全確保）に寄与する商店街に対して、より支援できる助成制度とする。
- 商店街が自ら維持管理できずに老朽化が進んでいる街路灯の撤去を進め、区の街路灯へ切り替えていくことで、まちの安全性を高めるとともに、商店街の負担を軽減する。

(2) 具体的な見直し案

街路灯電灯料助成	商店街の解散を伴わない場合の街路灯撤去
<p>▶助成制度を定額制から定率制とする。 ▶助成率は、原則4/5を原則とする。 ▶ただし、激変緩和措置として、導入当初の助成率を9/10とする。</p>	<p>▶補助率4/5の東京都の補助金に、区が1/5の上乗せ補助を行い、商店街負担なしで撤去できるようにする。</p>
<p>▶商店街アーケードの終夜点灯していない電灯について、コミュニティ形成・維持（まちの環境向上や安全性確保）に寄与していることから、新たにその電灯料金に対して1/3の補助を行う。</p>	<p>▶区が上乗せ補助を行う対象は、災害総合危険度4以上という基準を設ける。 ▶なお、当基準は、災害総合危険度の高い商店街の撤去が進んだ段階で、見直すこととする。</p>

(3) 期待される効果

街路灯電灯料について、商店街の規模に関わらず、平等な補助制度となるため、商店街の納得度とコミュニティ形成・維持（まちの環境向上・安全確保）への意欲が高まる事が期待できる。

また、商店街を維持したまま、撤去できる補助を強化することで、コミュニティの維持（まちの環境向上・安全確保）を図る一方、区の商店街街路灯電灯料助成の負担が軽減できる。

(4) その他の見直し事項

街路灯電灯料助成金について、これまで対象全商店街の申請が出そろった段階で支払い処理を行っていたが、各商店街の申請時期等に応じて2月もしくは3月のいずれかに振り込む（振込時期の前倒し、回数増）。

3 経過と今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|--|
| 令和6年9月 | 商店街の電灯料金に関する実態調査（サンプル調査）の実施
商店街街路灯の定率制導入等に関する検討、区商連役員との意見交換 |
| 11月～ | 区商連との更なる調整 |
| 令和7年4月 | 新制度へ移行 |
| 令和7年6月～ | 商店街（老朽化）街路灯撤去調査の実施 ※令和8年度の事業実施に向けた調査 |
| 令和8年1月 | 新制度による街路灯電灯料助成の申請開始 |
| 2～3月 | 新制度による街路灯電灯料助成金の支払い |